

## 醍醐の里 居宅介護支援事業運営規程

### (事業目的)

第1条 社会福祉法人 伏見福祉会が設置する醍醐の里居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員又はその補助者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、利用可能な各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者等の連絡調整その他便宜の提供を行うことを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないように、公正中立に行う。
4. 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。
5. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）」、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成25年1月9日京都市条例第39号）を厳守する。

### (事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 醍醐の里 居宅介護支援事業所
- 二 所在地 京都市伏見区醍醐内ヶ井戸19番地1

(職員の職種、員数、及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

一 管理者： 介護支援専門員

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援事業の提供に当たるものとする。

二 介護支援専門員： 1名以上。

三 補助者： 事業の状況に応じて介護支援専門員の補助的業務やその他の事務を担当する者を配置する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日：月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。

二 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

一 利用者の相談を受ける場所： 介護老人保健施設醍醐の里 1階 家族相談室及び、同 1階 会議室兼来客応接ルーム及び、利用者の居宅

二 使用する課題分析票の種類： 全国社会福祉協議会方式、MDS-HC方式、及び包括的自立支援プログラムの中から、利用者の心身の状況に応じ選択する。

三 サービス担当者会議の開催場所： 介護老人保健施設 醍醐の里 1階 会議室兼来客応接ルーム及び、利用者の居宅

四 介護支援専門員の居宅訪問頻度： 必要に応じて訪問。原則として1ヶ月に1回以上

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、伏見区(醍醐支所管内)・山科区とする。

(利用料等)

第8条 居宅介護サービス計画費、居宅支援サービス計画費は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領分については本人からの費用徴収は行わない。

2. 前条の通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、その実費として次の額を徴収する。  
通常の実業の実施地域を越えた地点から、片道 5 Km未満= 300円、片道 5 Km～10 Km= 500円、片道 10 Km以上 5 Kmまで毎に 500円加算
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
4. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者又はその家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

(苦情処理)

第9条 居宅介護サービスの提供に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 本事業所は、提供したサービスの内容に関し、介護保健法第23条の規定により、市町村が行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供したサービスに係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、利用者に対する適切な居宅介護支援の提供を確保するため、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を設け、また、必要な業務体制を整備する。

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の中で明記する。
4. 事業所は、居宅介護支援に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
5. この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 伏見福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定める者とする。

(附則)

この規程は、平成27年8月1日から施行する。